

愛知県の情報通信基盤の整備・維持に係る課題

－ 北設情報ネットワーク（北設楽郡）の事例 －

愛知県

東三河山間部の概況

■ 北設楽郡 3 町村（設楽町・東栄町・豊根村）

総面積 : 553 km²
 人口 : 8,396 人 (2015年から△1,259人)
 世帯数 : 3,576世帯 (2015年から△365世帯)
 高齢化率 : 51 % (2015年 : 48%)

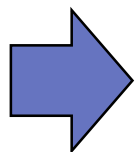
(2020年国勢調査)

- ・人口減少、高齢化が著しい
- ・典型的な中山間地域 (森林率 : 91.3%)

■ 光ファイバ整備 (2009年度) の経緯

- ・地上波による地上デジタル放送は、一部を除きほぼ全域で視聴できない
- ・採算性等の問題から、山間部での民間事業者による放送や通信に係る必要なサービスの提供が困難

【北設楽郡 3 町村の位置】



2009年度に地域情報通信基盤整備推進交付金（総務省）及び三河山間地域情報格差対策費補助金（愛知県）等を活用して、**公設公営の情報通信基盤（北設情報ネットワーク）を整備**

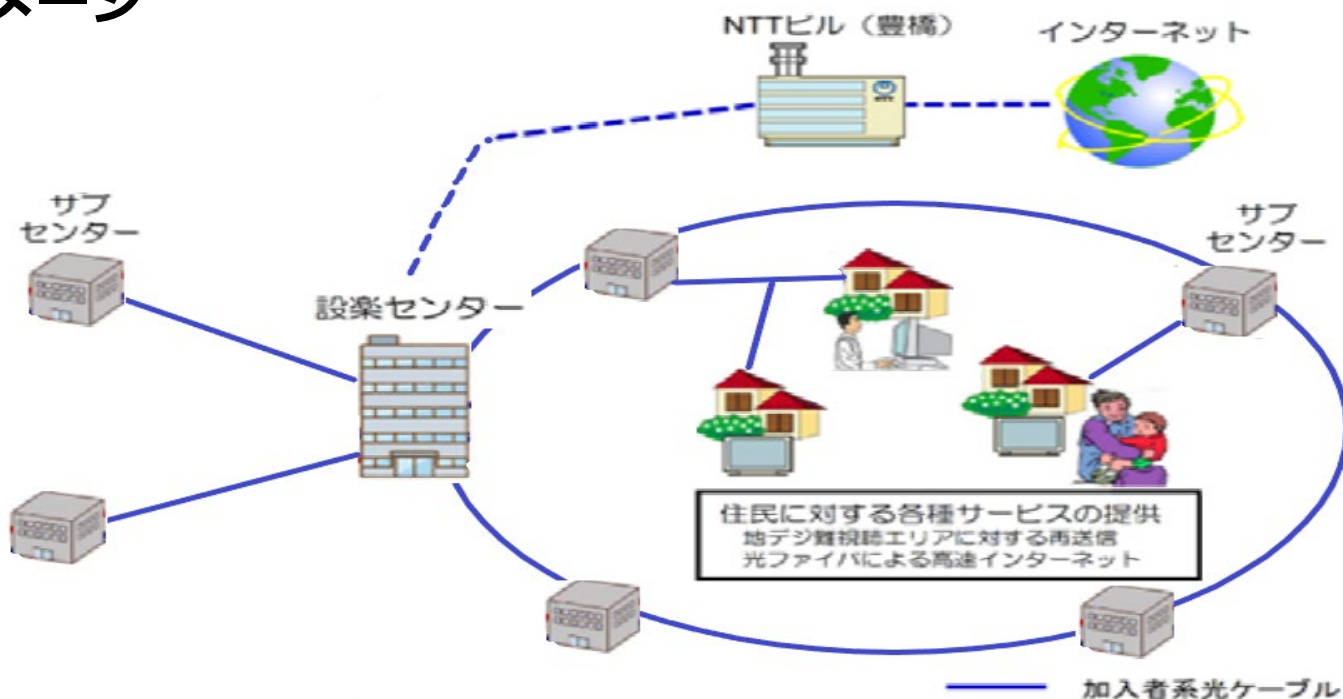
北設情報ネットワーク①

■ 概要

北設楽郡 3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）が、地上デジタル放送の視聴及び高速インターネット環境（FTTH網）構築のため共同で整備し、2010年度から運用を開始した公設公営の情報通信基盤。

2016年度からは、運用業務を北設広域事務組合で実施。

■ 構成イメージ



北設情報ネットワーク②

■ 主な施設・設備

- ・ 受送信拠点施設：7施設
- ・ 伝送路（光ファイバ）：462キロメートル
- ・ 最大速度（ダウンロード）：100Mbps

■ 加入件数（2023年3月31日現在）

町村名	加入件数	内訳	
		地上デジタル放送	インターネット
設楽町	2,199	1,977	946
東栄町	1,595	1,444	502
豊根村	592	539	235
計 (加入率)	4,386	3,960 (90.2%)	1,683 (38.4%)

■ サービス状況（現行プラン）

- ・ 平均通信速度（ダウンロード）：1～30Mbps
- ・ インターネット接続利用料金（税込）：月額4,950円

北設情報ネットワークの課題

■ 機器の更改・維持に要する費用負担

事業開始から12年が経過しており、今後の**機器更改に高額な費用を要する**。
修繕等の維持費用も必要であり、財政力の弱い**3町村の大きな負担**となっている。

(参考) 北設情報ネットワーク事業に係る3町村の負担金

77,866千円

(2022年度北設広域事務組合情報ネットワーク特別会計決算ベース、3町村合計)

■ 専門的知識を有する職員の確保

北設情報ネットワークの運用を担う「北設広域事務組合」の事務局の職員の半数が3町村からの派遣職員で構成されており、**専門的知識を有する職員を確保することが困難**である。

■ 通信速度の遅延

平日の夕方や休日など、利用者が集中する時間帯に通信速度の遅延が発生しており、**多くの利用者から「通信速度が遅い」との苦情**をいただいている。
また、通信速度の問題により北設地域での事業展開を諦めるなど、**民間企業の進出等の障害**にもなっている。

北設情報ネットワークの事業譲渡に係る検討

■ 事業譲渡に係る検討会

設置目的	民間への事業譲渡が、課題の解決や、将来に渡って持続可能なサービスを提供するための有効な方策であるかを検討すること
構成員	北設楽郡3町村、北設広域事務組合（事務局）、愛知県、総務省東海総合通信局（オブザーバー）

2021年12月から2023年2月にかけて、計8回の検討会を実施。

検討結果

イニシャルコストや譲渡後のランニングコストの負担額が構成自治体の財政事情からみて許容できる範囲内であれば、北設情報ネットワーク事業の**民間事業者への事業譲渡**は、本組合が抱えている課題解決と、北設楽郡において将来に渡り持続可能なサービスを提供するために**有効な方策**である。

■ 現在の取組（2023年度～）

- ・ 組合において、複数の事業者ヒアリングを実施するなど、民間譲渡に向けた検討を継続中。
- ・ ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金の算定方法等の検討状況を注視しながらスケジュールを調整。

事業譲渡における課題

■ 譲渡に係る自治体の費用負担

譲渡の際に必要な機器の更改において、総務省の補助金の裏負担分を自ら担おうとする事業者はなく、自治体の負担が求められることとなり、事業譲渡の支障となる。

北設地域では地上デジタル放送の有線によるサービスの提供が欠かせない。現在検討中のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度で、テレビ放送との共用設備が交付金の算定対象から除かれた場合、事業者への支援としては不十分となり、交付金の不足分について、自治体の負担が求められることが懸念される。

情報通信基盤の整備・維持に係る事業者への期待

■ 都市部との情報格差の是正

北設地域全体での、**将来に渡る安定したサービスの提供**

都市部と同様のインターネット接続サービスの確保

テレビ視聴サービスの維持

■ 将来における利用料の抑制

今後予想される過疎化や人口減少による、**利用料の過重な負担の回避**

御清聴ありがとうございました
